

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	特定施設の計画変更命令等	
根拠法令・条項	ダイオキシン類対策特別措置法第15条	
所 管 課	環境保全部環境対策課	
処 分 基 準	<p>ダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項又は第14条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定施設に係る排出ガスにあっては当該特定施設の排出口、排水水にあっては当該特定施設が設置されている水質基準適用事業場の排水口において、その排出ガス又は排水水に含まれるダイオキシン類の量が第8条第1項の排出基準に適合しないと認めるとき。</p>	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 <input type="checkbox"/> 弁 明
	(聴聞又は弁明の 手続を省略する場 合の根拠条項等)	ただし、行政手続法第13条第2項第3号に規定する「法令上技術的な基準が明確であり、当該基準が充足されていないことを理由とした不利益処分をするとき」に該当するため、手続を省略する。
	個別法により聴聞 又は弁明の手続の 適用が除外される 場合の根拠法令及 び条項	